

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 厚生年金 事案 4899（事案 239 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 19 日から 33 年 1 月 19 日まで  
私の申立てに対し、第三者委員会は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと通知してきた。しかし、第三者委員会の調査に協力した親族の話の聞くと常識とは思えない調査内容であったようであり、通知記載の「委員会の判断の理由」についても疑問がある。  
ついては、どうしても納得できないので、直接、対面で話を聞いてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 59 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、58 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 4 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会が実施した調査に異を唱え、当初の申立て

に対する委員会の判断の理由についても疑問があるとして再度申立てを行うとともに、社会保険事務所（当時）の職員だったときに脱退手当金の支給実務を担当したことがある社会保険労務士を補佐人とし、一緒に意見陳述したいと希望した。このため、当委員会においては、年金記録確認第三者委員会の役割や手続についての理解を深めていただくことを含め、新たな事情が存しないか確認するために申立人及び補佐人からの意見陳述を実施したところである。

その結果、i) 申立人からは、申立期間に係る事業所を退職した後も生涯を通じて仕事を続けていく固い決意があり、上京し、兄の元に身を寄せつつ、アルバイトをしながら定時制高校に通い、また、就職に有利になるようにタイプ学校にも通った。そして、臨時採用された事業所で正職員となったという当時の状況の子細が説明され、ii) 補佐人からは、昭和40年代の実務経験であるが、それでもその当時の経験からすると、申立人のような経歴の持ち主が脱退手当金を受給したとは考え難いとする趣旨の意見が述べられ、両名とも申立人が脱退手当金を受給するなどあり得ないと強調しており、その姿勢は、一貫性及び合理性を感じさせるものであった。

もともと先の申立ての際は、必要な調査を尽くした上で、申立期間に係る事業所における脱退手当金の支給記録を有する者の多さや、通算年金制度創設前の支給であったことなどの客観的に認められた消極的な要素に基づき、判断したのであるが、i) 申立期間に係る事業所が保管していた退職者名簿の退職理由が、申立人のみ結婚ではなく自己都合となっていて、脱退手当金の支給記録がある同僚たちと異なっていること、ii) 退職時に事業所の担当者から被保険者証を渡された際に、「これは大事なものだから次に働く会社に提出するように」と言われたとしていることについて、次に厚生年金保険に加入した際の事業所と申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者記号番号は、同一番号となっており、申立人が被保険者証を事業所に提出して厚生年金保険を継続したと推測できること、iii) 進学したことについて、卒業証書でその事実が確認できたことを踏まえると、当時の状況からすれば、申立人は、日中に就労してから、夜間勉強をしていたと考えるのが自然であり、就職を有利にするために和文タイプの技能を習得している状況がうかがえることから、当時の申立人には、就学期間中であっても就労を継続する意思があった可能性があることなど、積極的な要素も存在する。それに加えて、今回の意見陳述において補佐人が述べた内容は、実務経験者の知見に基づくものであることを考慮すると積極的な要素となり得る新たな

事情と認められる。それゆえ、こうした積極的な要素を加味して申立内容を再考すると、申立内容には一定の信頼性と信ぴょう性を認めることができるところである。

したがって、申立人の申立内容は、社会通念に照らして、明らかに不合理ではなく、一応確からしいと言えるから、改めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。